

川西市立多田中学校における多様な学びに取り組むことができる
環境整備業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和8年8月31日

川西市教育委員会

1 趣旨

この要領は、公募型プロポーザル方式により、川西市立多田中学校における多様な学びに取り組むことができる環境整備業務の委託事業者を選定する手続について、必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業務名称 川西市立多田中学校における多様な学びに取り組むことができる環境整備業務委託
- (2) 業務目的 川西市では令和6年4月に策定した教育大綱を踏まえ、探究的な学習の充実等を柱に据えた次期学習指導要領の改訂を控えるこの学びの転換点において、「子ども主体の教育・保育の推進」を重点方針としている。子ども達が主体的に学びを進めていくためには、既存施設の一部改修、新しい什器等の導入により、一斉授業に主眼をおいた既存の学習環境ではない、新しい学習空間へ転換を図ろうとするものである。
- (3) 業務場所 川西市立多田中学校内
- (4) 業務内容 業務仕様書(別紙1)のとおり
- (5) 履行期間 契約締結日から令和8年12月25日(金)
資材等の調達遅延など、必要と認められる場合は履行期限を延長する場合がある。
- (6) 委託上限額 4,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- (7) 選定方法 公募型プロポーザル方式
公募型プロポーザル方式により実施する理由
川西市立多田中学校における多様な学びに取り組むことができる環境整備業務委託に関しては、指導力、企画力、創造性、専門性及び実績など価格以外の要素を含めて総合的な判断が必要であり、業務実施の標準的な手法又は積算方法が確立されていない業務であるため。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者(以下「参加者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 川西市暴力団排除に関する条例(平成24年川西市条例第5号)第2条第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であること。
- (4) 参加申込書の提出日現在で川西市の指名停止措置を受けていないこと。なお、参加申込書の提出日から契約締結までの間に、川西市から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- (5) 小学校または中学校における学習環境の整備について、レイアウトの設計や什器・物品等の選定及び調達の実績を有すること。

4 スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュールは、以下のとおりとする。

内 容	期 日	備考
公募の開始	令和 8 年 8 月 3 1 日 (月)	
質問の受付期限	令和 8 年 9 月 7 日 (月)	17時まで必着
質問の回答期限	令和 8 年 9 月 9 日 (水)	市ホームページに掲載
参加表明書等の提出期限	令和 8 年 9 月 1 6 日 (水)	17時まで必着
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 9 月 2 5 日 (金)	17時まで必着
プレゼンテーション	令和 8 年 9 月 3 0 日 (水)	
審査結果の通知	令和 8 年 1 0 月 6 日 (火)	期日以降に通知
委託契約の締結	令和 8 年 1 0 月初旬	

5 現地見学会の開催

- (1) 実施期間 令和 8 年 9 月 1 日 (火) から令和 8 年 9 月 4 日 (金) までの期間の内、市又は当該学校が対応できる日時
- (2) 参加申込 実施期間中、随時受け付けるため、「希望する候補日時 (複数提示すること) 」「事業者名」「参加人数」「担当者名」「連絡先」を明記の上、事務局に電子メール又は電話で連絡すること。
- (3) 見学時間 目安として、1 事業者 1 回当たりにつき 6 0 分以内とする。
- (4) そ の 他 参加は任意とし、参加の有無は審査に影響しない。また、公平性を確保するため、現地見学会内での個別の質問には応じない。

6 質問受付及び回答

本実施要領及び別添仕様書等に関し、確認事項や不明な点がある場合は質問書 (様式 5) を提出すること。

- (1) 提出期限 令和 8 年 9 月 7 日 (月) 17:00 まで
- (2) 提出書類 質問書 (様式 5)
- (3) 提出方法 電子メールにより提出すること。
- (4) 回答方法 質問及び回答の内容は、令和 8 年 9 月 9 日 (水) までに本市ホームページに掲載する。
- (5) 提 出 先 〒666-8501 川西市中央町12番 1 号 (川西市役所3階5番)
川西市教育委員会事務局教育推進部教育保育課 (担当 : 榎本)
TEL : 072-740-1254 (直通) / FAX : 072-740-1327
E-mail : kawa0064@city.kawanishi.lg.jp

7 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和 8 年 9 月 1 6 日 (水) 17:00 まで
- (2) 提出書類 プロポーザル参加表明書 (様式 1)
- (3) 提出部数 正本 1 部
- (4) 提出方法 持参又は郵送 (必着) により提出すること。
- (5) 提 出 先 前記6(5)と同様

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和 8 年 9 月 2 5 日 (金) 17:00 まで
なお、期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

- (2) 提出書類 業務実績書 (様式 2)
業務実施体制 (様式 3)
企画提案書 (様式 4)
環境整備PLAN (参考資料 1)、提案要件書 (参考資料 2) を基にして
企画提案書を作成すること。
見積書 (任意様式)
消費税を除いた価格及び税込価格を記載し、可能な限り内訳の記載に
努めること。
- (3) 提出部数 各 1 1 部 (正本 1 部、副本 1 0 部)
- (4) 提出方法 持参又は郵送 (必着) により提出すること。
- (5) 提 出 先 前記6(5)と同様

9 事業者の選定

- (1) 選定方法
事業者の選定は市が評価委員会を設置し、同委員会が企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査する。
審査にあたっては、「評価基準表 (別紙 2) 」により判断することとし、審査において評価の最高得点者を委託事業者を選定する。
参加事業者が 1 者の場合でも、同様の審査を行ったうえで、委託事業者を選定する。
- (2) プレゼンテーション
実施日時 令和 8 年 9 月 3 0 日 (水) 1 4 : 3 0 ~ (予定)
実施場所 川西市役所又は川西市立多田中学校 (予定)
実施日時及び場所については、正式に決定し次第、プロポーザル参加表明書 (様式 1)
に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。
実施時間 1 事業者につき 4 0 分以内 (プレゼンテーション 2 5 分以内、質疑応答 1 5
分以内とする。)
そ の 他 a プレゼンテーションは、非公開とする。但し、整備対象校のプロジェクト
チームに参加する児童生徒が対面又はオンライン (Web 会議システム)
により傍聴する場合があることについて了承の上で参加すること。
b プレゼンテーションでは、提案する什器 (アクセサリー含む) を持ち込んで提案することを可とする。但し、合計 5 点までとし、その場合の養生及び
運搬費は参加者の負担とする。
c プレゼンテーションは、本業務に直接携わる予定担当者が行い、出席者
数は 6 名以内とする。プロジェクター (CASIO 製 XJ-F100W) は市で用意する。
d プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこと。追加提案の
説明や追加資料の配付は原則認めない。

10 選定結果の公表

選定結果は市ホームページで公表するとともに、全ての参加事業者に電子メール及び文書で通知する。なお、選定理由や選定結果に対する問合せ、その他の異議には一切応じないこととする。

11 契約の締結

前記 9 (1) により業務委託の候補者 (優先交渉権者) として選定された事業者と、提案

内容をもとに細部について協議し、委託上限額内で金額を決定の上、契約を締結するものとする。

また、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当した場合又は川西市から業務委託契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

12 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格及び業務実施上の要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類の様式、提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 提出書類の全部又は一部が提出されていない場合
- (4) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 提出書類が要求等に示された条件に適合しない場合
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要した費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提案者の発言・提案内容は、契約条件（事業者が達成すべき業務水準）として採用されるため留意すること。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川西市情報公開条例（平成4年条例第8号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (9) 参加者は、本実施要領、仕様書、川西市契約規則及び川西市業務委託契約約款等を熟読し、その内容を十分承知した上で参加すること。
- (10) 本実施要領、仕様書に記載の内容については、業務を進めていく上で、軽微な変更を行う場合がある。
- (11) 天災その他やむを得ない事由が生じた場合、市は本プロポーザルの実施を延期又は取り止めることができる。この時に参加者に生じた損害については、各参加者の負担とする。

14 問合せ先

〒666-8501 川西市中央町12番1号（川西市役所3階5番）
川西市教育委員会事務局教育推進部教育保育課（担当：榎本）
TEL：072-740-1254（直通）／FAX：072-740-1327
E-mail:kawa0064@city.kawanishi.lg.jp